

日本高血圧学会理事選任に関する規定

第一章 理事の選任方法

1. 理事は会員の選挙および理事長の推薦候補の総会承認により選任される。
2. 選挙による理事の選考についてはこの規定に基づき行う。
3. 理事長が推薦する候補者の資格は第三章 1. 2. 3. の項に順ずるものとする。

なお、推薦者は資格審査委員会の議を経る必要はないものとする。

第二章 理事候補者資格審査委員会

1. 理事候補者資格審査委員会は理事立候補の受付、ならびに、理事候補者としての要件の審査を行う。
2. 理事候補者資格審査委員会の委員は、監事及び評議員から計5名程度選出する。
3. 委員長および委員は、理事長が推薦し理事会で決定する。なお、理事候補者資格審査委員会と理事選挙管理委員会は委員を兼ねることはできない。

第三章 資格審査

理事立候補予定者は、理事候補者資格審査委員会で定める書式（業績・抱負などを記載）を提出し、資格審査を受ける。理事候補者資格審査委員会は以下の項目に基づいて資格審査を行い、理事候補者として適否を決定する。

1. 原則として、理事就任時に会員歴 15 年以上でかつ日本高血圧学会の評議員であり 8 年以上の評議員歴があるもの。

※ 日本高血圧学会の登記上の就任日は 10 月 27 日となっておりますので、その日を就任日とします。

2. 任期満了年の4月1日に65歳以下であること
3. 高血圧学会の方針を理解し、研究不正を含む社会の一般的規範を逸脱する等の行為が認められない者
4. 評議員 2 名の推薦書(評議員が署名したもの)。尚、評議員は一名の候補者しか推薦できない。推薦者名は会員限定のホームページに記載される。

第四章 理事選挙管理委員会

1. 理事選挙管理委員会委員は、監事及び評議員から5名程度選出する。
2. 委員長および委員は、理事長が推薦し理事会で決定する。
3. 理事選挙管理委員会は理事選挙に関する公示・開票などを行い、理事会へ報告する。

第五章 選挙における理事選出ルール

1. 選出される定員数の中で最も得票の少ない得票数が同数の場合、評議員歴が長い候補者を選出する。
2. 同一大学・同一施設から3名以上の立候補者がいる場合は、得票数上位2 名までとする。
3. 公示に先立ち、選挙により選出される定数について、理事会より公表する。
4. その他の必要事項については、理事会および選挙管理委員会で協議され、決定される。

本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

平成 27 年 10 月 10 日 制定